（適格中央清算機関に係る経過措置）

第三条　当分の間、新告示第一条第七号の三に掲げる用語の意義は、同号の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（次項において「旧告示」という。）第一条第七号の三に定めるところによる。

2　当分の間、新告示第二百四十六条の七の規定にかかわらず、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、旧告示第二百四十六条の七の規定により算出するものとする。

○金融庁・農林水産省告示第四号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の規定、農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）及び水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）の規定並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）及び農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）の規定に基づき、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第二号）等の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十三日

金融庁長官　森　信親
農林水産大臣　齋藤　健

（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第一条　農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　信用リスクの標準的手法	第四章　信用リスクの標準的手法
［第一節～第三節　略］	［第一節～第三節　同上］
第四節　派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条―第五十三条）	第四節　派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条―第五十三条の六）
［第五節～第七節　略］	［第五節～第七節　同上］
［第五章～第七章　略］	［第五章～第七章　同上］
附則	附則
（定義）	（定義）
第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	**第一条**　［同上］
［一～七の二　略］	［一～七の二　同上］
七の三　適格中央清算機関　組合が第二百四十六条の七第一項に定めるところにより信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を組合に提供している者であって、次に掲げる者をいう。	七の三　適格中央清算機関　組合が第二百四十六条の七第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を組合に提供している者であって、次に掲げる者をいう。
［イ～ハ　略］	［イ～ハ　同上］
［八～三十五　略］	［八～三十五　同上］